

デニング卿“WHAT NEXT IN THE LAW”邦訳(7)Ⅱ-2

中京大学英米法研究会

目次

序文	越川 純吉
第一編 偉大な改革者たち	角田 猛之 (以上中京法学二十卷一号)
第二編 陪審による裁判	石堂 功卓(二十卷二号)
第三編 法律扶助	角田 猛之(二十卷三号)
第四編 身体傷害	佐保 雅子(二十一卷一号)
第五編 文書名誉毀損(Ⅰ)	佐保 雅子(二十一卷二号)
第五編 文書名誉毀損(Ⅱ)	加藤 紘捷(二十一卷二号)
第六編 プライバシーと信頼(Ⅰ)	松本 昌悦
第六編 プライバシーと信頼(Ⅱ)	越川 純吉(本号)
第七編 権利章典	松本 昌悦
第八編 権力の濫用	加藤 紘捷(二十卷三号)
あとがき	加藤 紘捷

第六編 プライバシーと信頼(Ⅱ)

越川 純吉 訳

八 文書の開示

1 ハーマン婦人事件

さて、総ての事件の中で最近の事件、内務省対ハーマン事件^(注1)を思いつく。それを理解するため、若し、人が訴訟に掛かり合いになると、裁判所は、事件における争点に關係する文書を総て出すように命令出来ることを知らなければならぬ。最も秘密に属するものでさえ、他の側に対してそして裁判所に対して見せるよう出されなければならぬ。裁判所が斯様に秘密文書を出すよう当事者に対して命令したとき、他の目的に使用されるべきでないことが了解のもとである。その文書は、裁判所に対して見ること利用される。——事件の理非に基いて裁決するに至るために——しかし、他の側によって、少しでも、他の目的

に対し使用されるべきでない。

〔注〕

(1) [1981] 2 WLR 310.

さて、ハリイェト・ハーマン婦人は、事務弁護士である。彼女は、罪人ミイチェル・ウィリアムズの代理を勤めた。彼は、銀行の武装強盗罪に対し十四年の刑を刑務所で勤めていた。彼は、「特別な制御装置」におかれていた。彼は、そこにいた間、権利の章典に反する「残酷且つ異常な処罰」に服していたと訴えた。彼は、内務省に対し損害賠償の訴訟を起こした。ハリイェト・ハーマン婦人は、訴訟における彼の代理を勤めた。彼女は、その目的のため法律扶助を得た。

さて、ハーマン婦人は、又「市民自由国民協議会」と呼ばれる協会の事務弁護士でもあった。協会は圧力団体であるとの非難はない。その目的の一つは、入獄者は、公平に——そして残酷でなく——刑務所で扱われることを観察することであった。ハーマン婦人は、内務省に対し開示命令を得た。「制御装置」に関する文書は、非常に機密に属した。内務省は、文書がミイチェル・ウィリアムズの提起した訴において使用されるべきであることに満足していた。しかし、圧力団体自由協議会の目的に使用されるべきであることに喜んで提供されなかった。手紙がかわされた(原著三二四頁)。

内務省からハーマン婦人へ

「内務省は、原告の事務弁護士としてのあなたの役目の外に自由協議会の一般目的のために文書が使用されることを欲しない。」

ハーマン婦人の返事

「『自由協議会』の一般目的に関する限り、あなたは、『私は、事務弁護士として、開示により得た文書は、今手がけている事件のための他の他目的のために使用すべきでないことを要求している規則をよく知っていること』を確かに当てることができる。」

2 特集記事

審判では、文書は、手がけている事件のため非常に厳密に使用された。くゝつた束は、判決を最も左右する文書を構成していた。裁判官の前に置かれた。そして、——今私の推定だが——裁判官に対し公開法廷で読み上げられた。

その後、ジャーナリストは、事件に関する特集記事を書くことを欲した。ハーマン婦人は、その束をジャーナリストに渡した。その記者は、内務省に設けられた「制御装置」に対し非常に批判的である新聞「守護者」のため記事を書いた。見出しは次のとおり(原著三二六頁)。

「『内閣強硬派は如何に刑務所装置に思い通りしたか』」

内政官僚式陰謀と開示を防ぐ大臣の試みを含む主要な英

国政府のしくじりが、裁判所命令により、市民自由国民協
議会に対し発表せられた文書により、類(たぐひ)稀な詳
しきで発(あば)かれた。」

3 彼女は侮辱を犯したか?

内務省は、法廷侮辱罪の理由で、ハーマン婦人に対し訴訟手
続を起こした。パーク裁判官は、侮辱を犯していると判決し
た。上訴裁判所は、彼の判決言渡しを支持した。私は次のとお
り述べた(原著三二八頁)。

「ハーマン婦人の抗弁は、簡単である。これらの文書は、
彼女が原告に通知した弁護士によって公開法廷において読み
上げられた。一度法廷において読み上げられると、公開の範
囲に入ってしまう。若し、速記書記が言葉を書き留め、字訳
に再生するならば、世界じゅう使用すべく利用されるだろ
う。それ故、何故、彼女のオフィスで自ら文書を利用できな
いとすべきだろうか?」

私は、それで議論の基礎を次のとおり与えた。

「この論争は、ホールズベレイ卿によって、スコット対
スコット事件に述べられた原則から引き出させると言われて
いる。『……いずれもの法廷も、王様のどの巨民にも開放され
る。』それ故、裁判の法廷において声高く読み上げられたど
の文書も女王のどの臣民も法廷において、その時に又は、法
廷の外何処でも、その後、何時でも利用されうる(又は若

し、どの人に対しでなければ、少くとも、どの報告者若しく
は、ジャーナリストに対し)と言われている。併しながら、
文書はかねて秘密であったが、法廷で一度声を出して読まれ
ると、全く、秘密性を失う。所有者は、その著作権を保有す
る。中傷された人は、誰でも、文書誹毀提訴権を保有する。
しかし、秘密性の所持者は、秘密の破毀に対する総ての権利
主張を失う。」

〔注〕

(1) [1913] AC 417 at 440.

4 私の見解

私は、それで、次のとおり私の見解を表明した。

「私は、けっして此の議論を受けいることが出来ない。総て
の人は、プライバシー権を持っていることは、我々の基本的人
権の一である。即ち、秘密文書を尊敬する権利であることの
中に含まれている。これは、裁判の利益の中で無視されうる。裁
判所が内務省にミイチェル・ウィリアムズに沢山の文書を開
示するよう命じた際、我々の現在の事件の中で、そのように無
視された。——それゆえ、裁判は、彼が提起した訴訟において
なされたかもしれない。此の無視は、文書が事件を審理しなけ
ればならない裁判官に公開法廷で読まれ得ることを意味した。
それらの書類は聞かれ得ること、すなわち、報告者は、何か言
われたことを書きとめられ得ること、すなわち、そして彼等の

ノートから、訴訟手続の公平で適確な報告が造られ得ることを意味した。しかし、それ以上何も無い。それは、秘密文書のそれ以上の使用又は所有者の同意無しに内容の流布がありうべきことを意味しなかった。それは、出版の自由を訴へても、用をなさない。その自由は、それ自身制限に服している。出版は、所有者の同意なしに、秘密文書を出版する自由がない。事件を公にする公共の利益によって、秘密に保持しておきたい所有者の利益より重要である場合を除いて（参照ブライモードオス事件^(注1)）。私は、これらの高度の秘密文書を公にするどんな公共利益を考へることが出来ない。全く反対に。これらの文書が秘密を保たるべきことが公共の利益である。それらは、局外者の略奪に曝らすべきでない。私は、これらの文書のこの事件において、ジャーナリストによる使用を我々の社会のよい秩序に高度に有害になると考へる。それらは、大臣と高級官吏——社会を悩まし、そして武装強盗に対する長期刑を受けている邪悪犯人を処理するのに最善をつくしている——に向つて、全体として正当化されない攻撃を放つよう使用された。この使用に対しハーマン婦人が彼女自身に責任があつたと私は思う。それは、彼女が暗黙に与え、そして大蔵省法務官に書面で確約した請け合の大きな破棄であつた。その請け合は、その文書を単に内務省に対するミイチェル・ウィリアムズ訴訟の目的に対してだけ使用することであつた。それどころか、彼女は、市民自由国民協議会と称する組織の目的のためにそれら文書を使用した。

そして、その組織は、ジャーナリストに依る使用に利用せしめた。——そして、彼は、事件が審理中である間に、最も不公平に結果を予断する記事を書いた。法廷がかつて、文書の開示を命じたことは、私には残念である。『法の一里塚』は取り除かれ、少こしずつ引込められなければならぬだろう。」

私は、内務省又は大蔵省顧問弁護士が一度もハーマン婦人の専門家の高潔と誠実を非難しなかつたことを附加しなければならぬ。

〔注〕

(1) [1981] 2 WLR 848.

5 如何にして均衡は下りるか？

此の事件では、再び均衡行使がなされた。一方において、秘密文書は、許された目的の外に使用されてはならない規則を守る重要性があつた。他方において、一般の利益と関心ある事柄を処理する出版の自由の重要性があつた。殊に、法律の法廷において検討されて居る時においては。上訴裁判所は、その事件で、均衡は秘密を保持するために下りる旨判決した。上院が、どちらの途で判決するだろうか？ 我々は、興味をもって結果を待っている。若し、それが、ハーマン婦人に有利であつたら、彼女は擁護され、そして、我々は、誤りである。すなわち、私は、彼女に始めて謝るべきであろう。

6 我々は支持される

しかし、私が校正刷を校正しているときに、結果が手に入った。上院は、我々の判定を肯認した。タイムは、喪に服しているように、濃い見出しで発刊している。すなわち、「『出版の自由に対する暗い日』を裁定する法廷侮辱……下院議員は、法廷侮辱の裁定を拒否するだろう。」上訴は人権ヨーロッパ委員会に係属するだろう。その答えに、私はシエクスピアの言葉「婦人は余りにも多く抗議すると私には思われる。」との言葉を言おう。^(注2)その判定は、出版の自由を制限してない。ただその濫用を制限しているだけである。

〔注〕

- (1) 一九八二年二月一二日。
- (2) ハムレット劇Ⅲ、二節。

九 プライバシー又は信認の破棄に対する救済方法

1 補償される損害

もし、プライバシー又は信認の破棄がおびやかされるか——又は実際に起こったならば——救済方法はどんなものがあるか？ 私の知る限りでは、何も議論はない。それは、現在、犯罪でもないし、そのようなものと見なされてない。刑事訴訟手続は不適切である。プライバシーの破棄又は信認の破棄は、不法行為——悪事——と見なされねばならぬ——それに対し、適当な事

件では、損害は破棄を犯した人に対し回復させるべきである。——そして、抜け目なくその利益を得た人に対して。時には、破棄は工業スパイのように、実際の損害を結果する。その他の場合には、感情を害する——文書名誉毀損の事件におけるように——結果を生ずる。それに対する損害は回復可能である。更に進めよう。時には、プライバシーの破棄がそんなに大きく——個人の事柄にそんなに邪悪に侵入して——私が文書名誉毀損に関して暗示したように懲罰的損害賠償でなければならぬ程である。

しかし、禁止命令の問題が残る。疑もなく、もし、信認の破棄がおびやかされるならば、裁判所は、それを止めるべく干渉するだろう。しかし出版に関してはどうか？ もし、出版が秘密である事柄——しかし一般の利益と関心の多いポイントを処理する——を公表することに抗議するならば、禁止命令が許されるべきであろうか？ ここで私は、合衆国で大に議論されて居るが、しかし、我国で殆んど注目されていない題目にいたる。

2 事前制限

ブラクストーンは、出版に対し許される如何なる禁止命令に対しても反対した。すなわち、出版が何か好むことを公表することを止めるような命令に。彼は、出版は悪事をなす(文書名誉毀損を公表する——被起訴者の公平な審判を妨害する記事を

書く)かも知れぬが、しかもなお禁止命令は事前に許されるべきでないことを理解していた。被権利侵害者の救済方法は、損害に対し後で訴訟を起こすか、又は法律が与えているそのような他の救済方法を取るべきである。これは、彼が如何にいつもの科学的正確さで書きつけたかは、次のとおりである。^(注1)

「出版の自由は、自由国家の性質にとって、実に本質的である。しかし、このことは、公表の事前制限を設けないこと、そして公表された際、刑事上の事柄に対するとがめを免れないことに成立する。どの自由人も、公表の前彼の好む感情をいだけ権利を疑もなく持って居る。このことを禁止することは出版の自由を破壊することである。しかし、彼がもし、不適當な有害な又は不法なことを公表するならば、彼れ自身の暴挙の結果を甘受しなければならぬ。」

その章節で、ブラックストーンは、いくらか遠くに行き過ぎた。例外的事件において、意図的公表が明白に違法であって、無実の人々に重大な不正を蒙らしめる場合には、そのとき禁止命令が許され得ることは、今やきまっておる。

サリドマイド事件では、人権ヨーロッパ法廷は、事前制限を正当化するには、「表現の自由における一般の利益によりまさる十分に差し迫った社会上の必要」^(注2)があらねばならぬことを述べた。

このことは、排他的兄弟団(プリマス教友派)^(注3)事件において、スカアマン侯が次のとおりよく要約した。

「……公表の事前の制限は、時には、容易ならぬ事件には必要である。けれど、言論の自由の劇烈な干渉である。そして重大不正の実際に存する危険がある場合にのみ命令せられるべきである。」

〔注〕

(1) 注釈書Ⅳ(一八三〇年一七版)一五一頁。

(2) Sunday Times v. United Kingdom [1979] 2 EHRR 245 at 282.

(3) [1980] 3 WLR 109 at 138.

十 将来

1 法律委員会法案起草

この全課題は、一九八一年十月に提出された報告書(Cmnd 8388)の中に、法律委員会によって取り扱われた。それは、どこにでも見付けられる判例法の最良な回顧を包含している。それはあるべき基礎問題を述べている。すなわち、秘密とプライバシーの法律は、法廷によって作り出されるにまかすべきか? 或は、制定法の中に化体されるべきであるか? それは、制定法の有利になって、その目的のため法案の草案を与えている。私は、違った答えをする。これは、事件から、事件へと作り出されるべき課題である。それは今なされて居る——私が先きの頁に示したように、報告(一〇〇頁)は、次のとおり述べて

いる。

「法学院と弁護士団の評議員会は、立法が法に生硬の要素を導くことを恐れ、そうして、法を裁判所に将来起る一組の事情に形作るべくまかされることがよい。」

しかし、報告書は、最も重要な役割を果たすことが出来るし、果たすべきである。新しい問題点が生ずるたびに、いずれの実務家は、報告書に手を伸ばすべきである。彼は議論に対する基礎として使用すべきである。裁判官は、それを多分に説得力ある価値として取扱うべきである。拘束力はないけれど。それから、彼は当座の事件を善い感覚——そして裁判——の要請に従って判定すべきである。彼の判定は、従われる先例となる。それはロー・リポートに報告されるであろう。我々は、それが故に法の柔軟体を持って居る——必要があれば、判事自らによって変更が出来る——制定法の解釈によって蒙るすべての苦勞と混乱無しに。

2 協定を守る

課題を支配する一般原理は、この編の初めで述べた人権ヨーロッパ協定第八条と第一〇条に詳述されていると私に思われる。これらに関して、私は排他的兄弟団事件(原著一三〇頁)において次のとおり述べたスカアマン候と意見が同一である。「もし、私が此の事件が正にそうであると考えているように、論点がけつきよく法政策の問題であるべきなら、我々は、

人権法廷によって解釈されたように条約を守る国家の国際義務を考慮しなければならぬ。」

しかし、これらの条文は、飾りつけのない壁と何も家具のない空き屋のようである。誰もそのようでは、その中に住めない。設備を得なければならぬ。働く台所、座る椅子、眠るベッドなどを持たなければならぬ。これらの条文についても同じである。それらを解釈する裁判官がなければならぬ。それらを解説する事例がなければならぬ。何が「民主社会に必要な」であるかなどを知らなければならぬ。この事は、判定された事件によって示され得る。これらのことが他の人に従うべき先例として、作用するだろう。

3 新不法行為の発見

裁判官のやり方には、何ら障碍はない。彼等には、全衆国の法廷が見つけたように——新しい不法行為を見つけるように開かれている。イギリス法は、プライバシーの権利を認めるべきである。その如何なる侵害も、事件の要請するように、損害賠償又は禁止命令の原因を与えるべきである。通報に対し、明示又は黙示に信認されているすべての通報に対し信認の権利も亦認められるべきである。訴訟の原因と同様に。

これらの権利は絶対でない。いずれも例外に服する。これらの例外は、公開における一般の利益がプライバシー又は信認性における一般の利益をより重視される場合に許されるべきであ

る。いづれの場合にも、法廷に対する均衡行使である。いづれの事件も判定されたとき、他の事件に対する先例を形成する。そこで、判例の体系が建てられる。それは何故私が此の編で——如何に判例法が発展しつつあるかを示しながら——事件の後に事件を述べる理由である。そして、将来にわたって発展するだろうと私は望む。

特殊の題目は、調査のジャーナリズムである。新聞紙またはテレビジョン会社が一般の利益又は関心の事柄——人々に知らしめるべきような——を調査した際に、それに関する記事又はフィルム公表は、非常に一般の利益にかかわるので、その情報が信認の破毀に——又は、云わしてもらえば、「暴露」において——意図的に又は非意図的に始まった理由の上に単に制限されるべきでない。新聞紙又はテレビジョン会社は、情報源を開示せしめられるべきでない。

4 裁判官に託せ

私は、法廷にそのことを託すことに困難があることを知っている。それは、事件が論争に対し問題点のものになっているかどうか依る。それは、訴訟依頼人又は弁護士が取り上げるかどうか依る。それは、裁判官が法を発展させる知識又は勇氣をもっていかどうか依る。すなわち、又は彼等が単純に「それは我々に対してでない。議会に対してである。」と単純に述べるかどうか依る。

しかし私の答えはこうである。議会に制定法を通過させてさえ、まだ、沢山同一の問題を持つことになる。将来の裁判官が過去においてなしたようになすこと、すなわち、時勢の必要に従い、法を発展せしめるべきことを私は望む。彼等は、勇氣の精神に困まれているべきである。彼等は、それは、議会に対してあつて我々に対してでないと弱々しく言う臆病な人間であるべきでない。カアンドラー対クレエン・クリイストマス事件参照。^(注1)

〔注〕

(1) [1951] 2 KB 164.